

新	旧
<p>(社会教育に関する施設等の周辺における旅館業の許可)</p> <p>第6条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 法第3条第4項(法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(宿泊拒否の事由)</p> <p>第9条 <u>法第5条第1項第4号</u>に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 法第3条の2第1項、<u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u>の規定により旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請をしようとする者は、当該申請の際1件につき7,400円の手数料を納めなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(社会教育に関する施設等の周辺における旅館業の許可)</p> <p>第6条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項<u>及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 法第3条第4項(法第3条の2第2項<u>及び第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(宿泊拒否の事由)</p> <p>第9条 <u>法第5条第3号</u>に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 法第3条の2第1項<u>又は第3条の3第1項</u>の規定により旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請をしようとする者は、当該申請の際1件につき7,400円の手数料を納めなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>